

(お知らせ)

令和6年2月20日  
防 衛 省

### 日米合同委員会合意について

日米合同委員会において、FAC5125健軍駐屯地及びFAC5131相浦駐屯地の追加財産の限定使用についてほか2件について合意しましたのでお知らせします。

なお、合意概要については別添のとおりです。

**日米合同委員会合意事案概要**

件名	F A C 5 1 2 5 健軍駐屯地、F A C 5 1 3 1 相浦駐屯地の追加財産及び沖永良部島の土地及び建物の限定使用について
承認年月日	令和6年2月14日
施設・区域名称	F A C 5 1 2 5 健軍駐屯地 F A C 5 1 3 1 相浦駐屯地 F A C 5 1 3 5 沖永良部島
合意対象所在地	熊本県菊池郡菊陽町、上益城郡益城町（陸上自衛隊健軍駐屯地（高遊原分屯地）） 長崎県佐世保市（陸上自衛隊相浦駐屯地） 鹿児島県大島郡和泊町、知名町（沖永良部島）
合意対象面積等	土地：約34,000㎡（陸上自衛隊健軍駐屯地（高遊原分屯地）） 約41,000㎡（陸上自衛隊相浦駐屯地） 約90,000㎡（沖永良部島）
	水域等：－
	建物：5棟 約4,100㎡（陸上自衛隊健軍駐屯地（高遊原分屯地）） 5棟 約2,200㎡（陸上自衛隊相浦駐屯地） 2棟 約430㎡（沖永良部島）
	工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。） 附帯施設：－

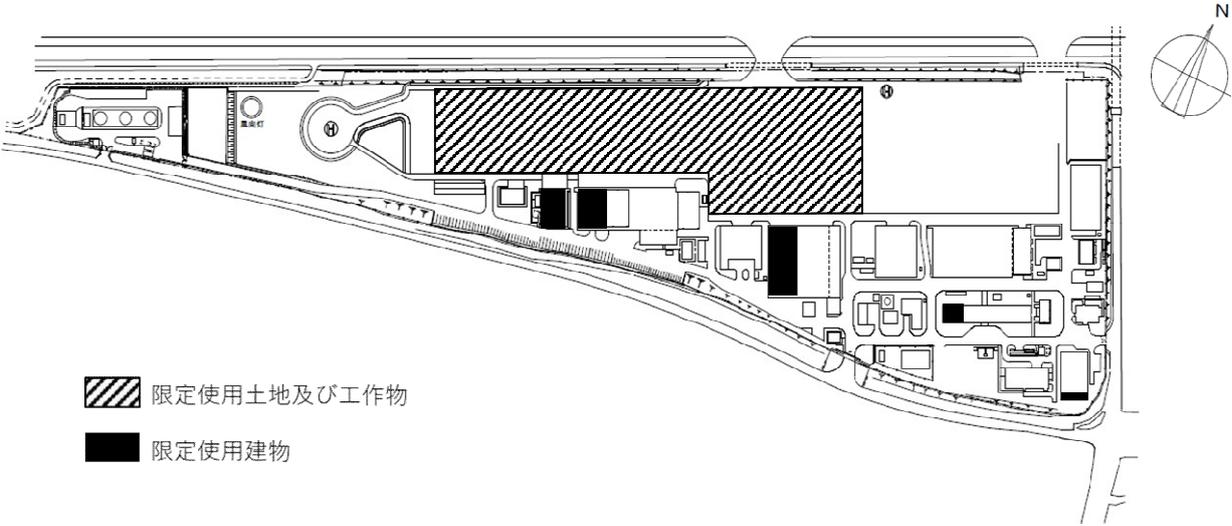
**【事案内容】**

本件は、国内における米海兵隊との実動訓練（アイアン・フィスト24）を実施するため、陸上自衛隊健軍駐屯地（高遊原分屯地）、陸上自衛隊相浦駐屯地、沖永良部島の土地等を使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

(1) 陸上自衛隊健軍駐屯地（高遊原分屯地）

- 土地：約34,000㎡
- 建物：5棟 約4,100㎡
- 工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）
- 使用期間：(1) 令和6年2月23日～同年3月17日までの共同訓練の期間  
(2) 必要に応じ、訓練の展開と撤収のための追加期間



※次頁に続く

(2) 陸上自衛隊相浦駐屯地

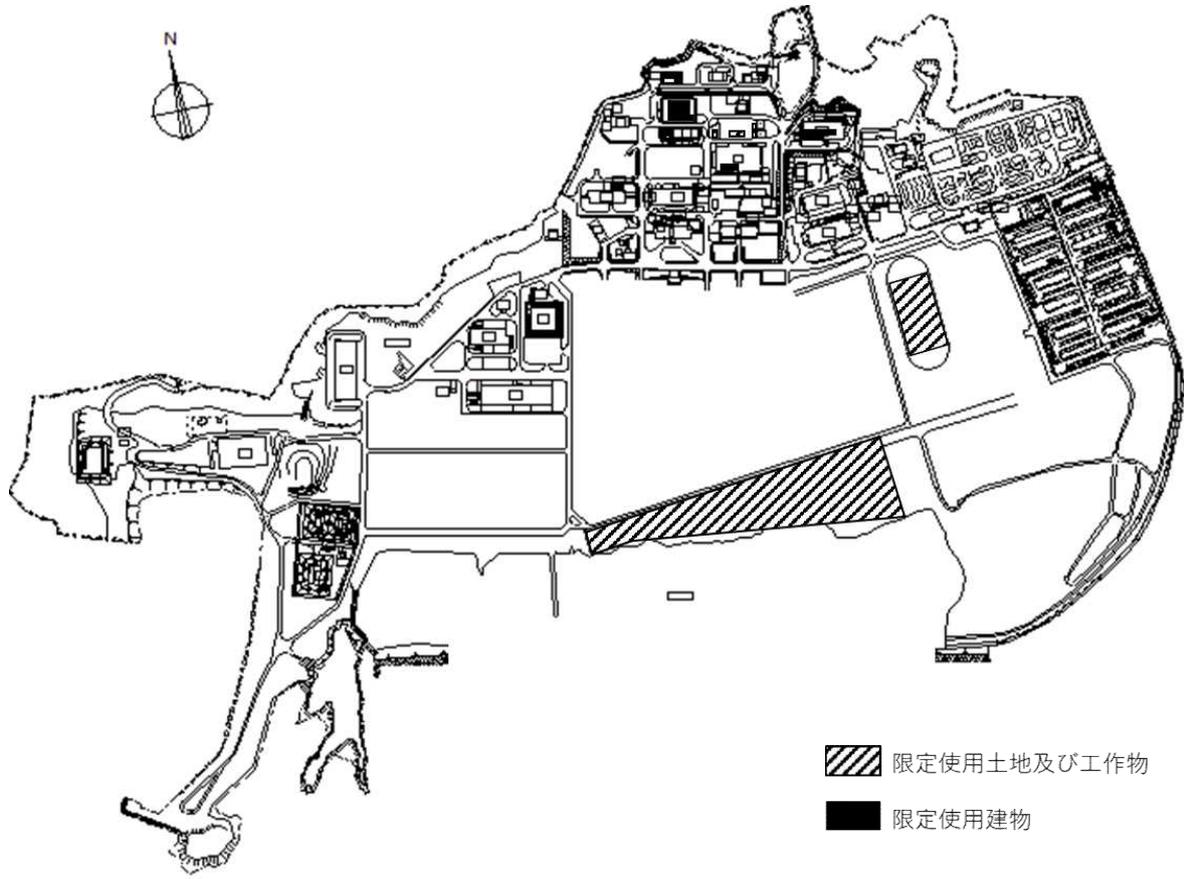
土地：約 41,000 m<sup>2</sup>

建物：5 棟 約 2,200 m<sup>2</sup>

工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

使用期間：(1) 令和 6 年 2 月 23 日～同年 3 月 4 日までの共同訓練の期間

(2) 必要に応じ、訓練の展開と撤収のための追加期間



※次頁に続く

(3) 沖永良部島

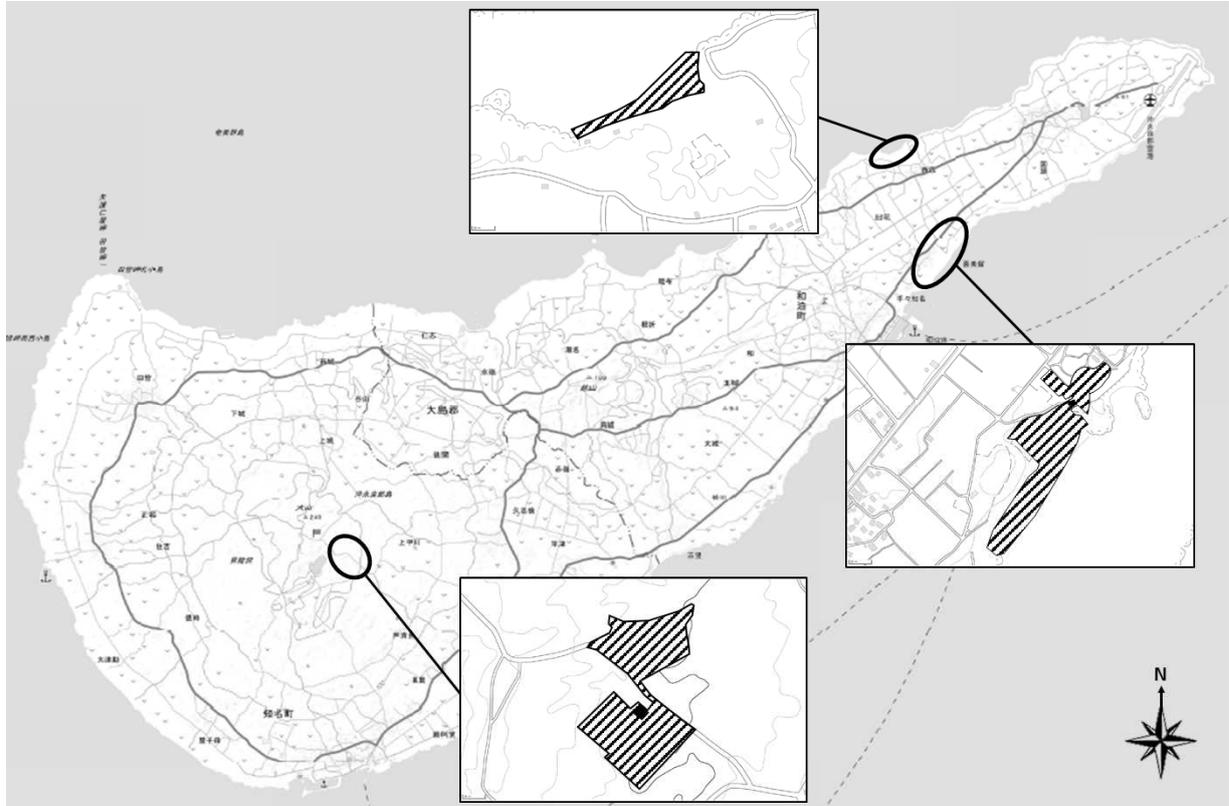
土地：約 90,000 m<sup>2</sup>

建物：2 棟 約 430 m<sup>2</sup>

工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

使用期間：(1) 令和 6 年 2 月 26 日から同年 3 月 1 日まで及び同 6 年 3 月 9 日から同  
月 12 日までの共同訓練の期間

(2) 必要に応じ、訓練の展開と撤収のための追加期間

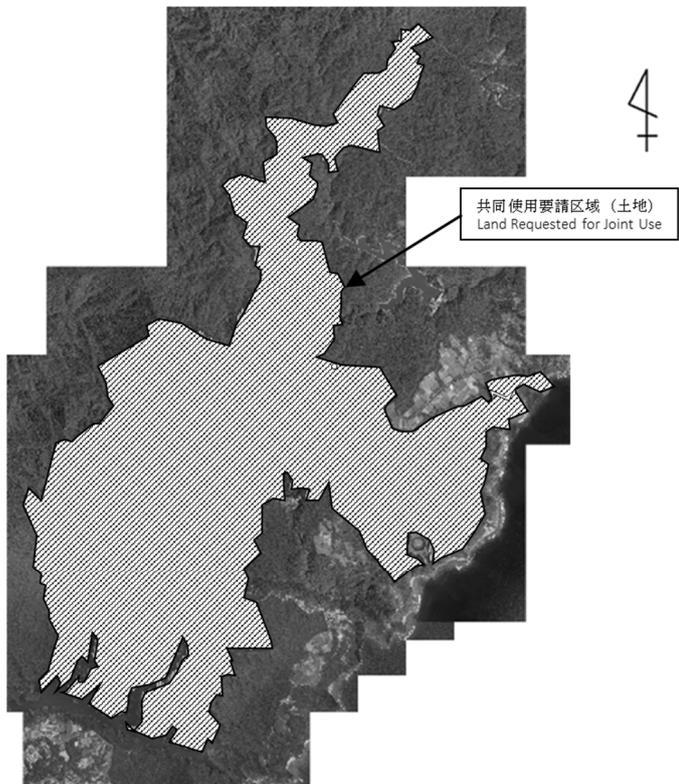


 限定使用土地及び工作物

 限定使用建物

日米合同委員会合意事案概要

件名	FAC6001 北部訓練場、FAC6009 キャンプ・シュワブ、FAC6011 キャンプ・ハンセン、FAC6020 金武ブルー・ビーチ訓練場及びFAC6029 キャンプ・コートニーの一部の共同使用について
承認年月日	令和6年2月14日
施設・区域名称	FAC6001 北部訓練場 FAC6009 キャンプ・シュワブ FAC6011 キャンプ・ハンセン FAC6020 金武ブルー・ビーチ訓練場 FAC6029 キャンプ・コートニー
合意対象所在地	沖縄県国頭郡国頭村、東村（北部訓練場） 沖縄県名護市、国頭郡宜野座村（キャンプ・シュワブ） 沖縄県国頭郡恩納村、宜野座村、金武町（キャンプ・ハンセン） 沖縄県国頭郡金武町（金武ブルー・ビーチ訓練場） 沖縄県うるま市（キャンプ・コートニー）
合意対象面積等	土地：約35,321,000㎡（北部訓練場） 約36,124,000㎡（キャンプ・ハンセン） 約252,000㎡（金武ブルー・ビーチ訓練場） 約6,900㎡（キャンプ・コートニー） 水域等：約38,076,000㎡（キャンプ・シュワブ） 約2,868,000㎡（金武ブルー・ビーチ訓練場） 建物：2棟 約3,600㎡（キャンプ・ハンセン） 工作物：定着物及び設置済の財産を含む工作物一式（訓練施設及び関連備品を含む。） 附帯施設：－
【事案内容】	<p>本件は、自衛隊が、米海兵隊との日米共同訓練（アイアン・フィスト24）を実施するため、標記施設の一部を共同使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) FAC6001 北部訓練場 土地：約35,321,000㎡ 工作物：定着物及び設置済の財産を含む工作物一式 （訓練施設及び関連備品を含む。） 共同使用期間：令和6年2月20日から同年3月17日まで</p>

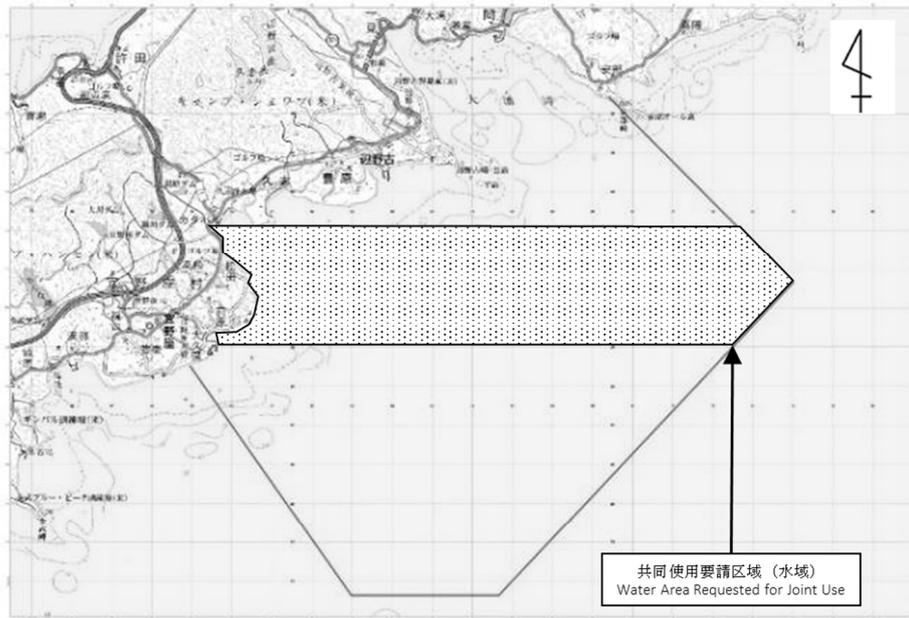


凡例 Legend	
共同使用要請区域 (土地) Land Requested for Joint Use	

(2) FAC6009 キャンプ・シュワブ

水域：約 38,076,000 m<sup>2</sup>

共同使用期間：令和6年2月20日から同年3月17日まで



凡例 Legend	
共同使用要請区域 (水域) Water Area Requested for Joint Use	

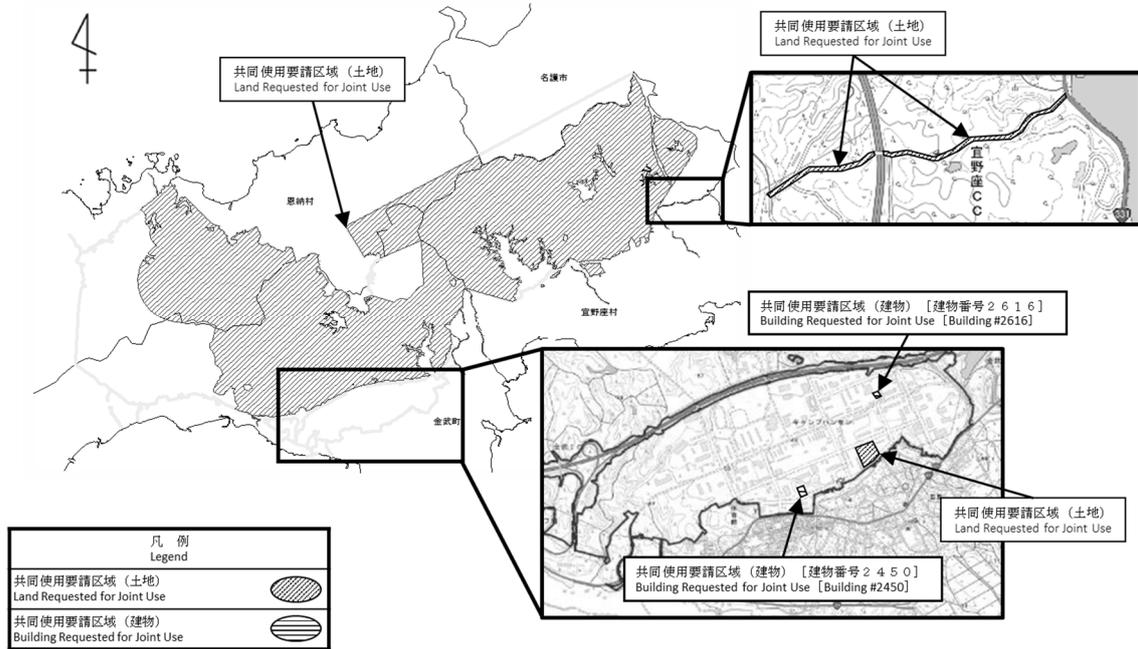
(3) FAC6011 キャンプ・ハンセン

土地：約 35,321,000 m<sup>2</sup>

建物：2 棟 約 3,600 m<sup>2</sup>

工作物：定着物及び設置済の財産を含む工作物一式  
(訓練施設及び関連備品を含む。)

共同使用期間：令和 6 年 2 月 20 日から同年 3 月 17 日まで

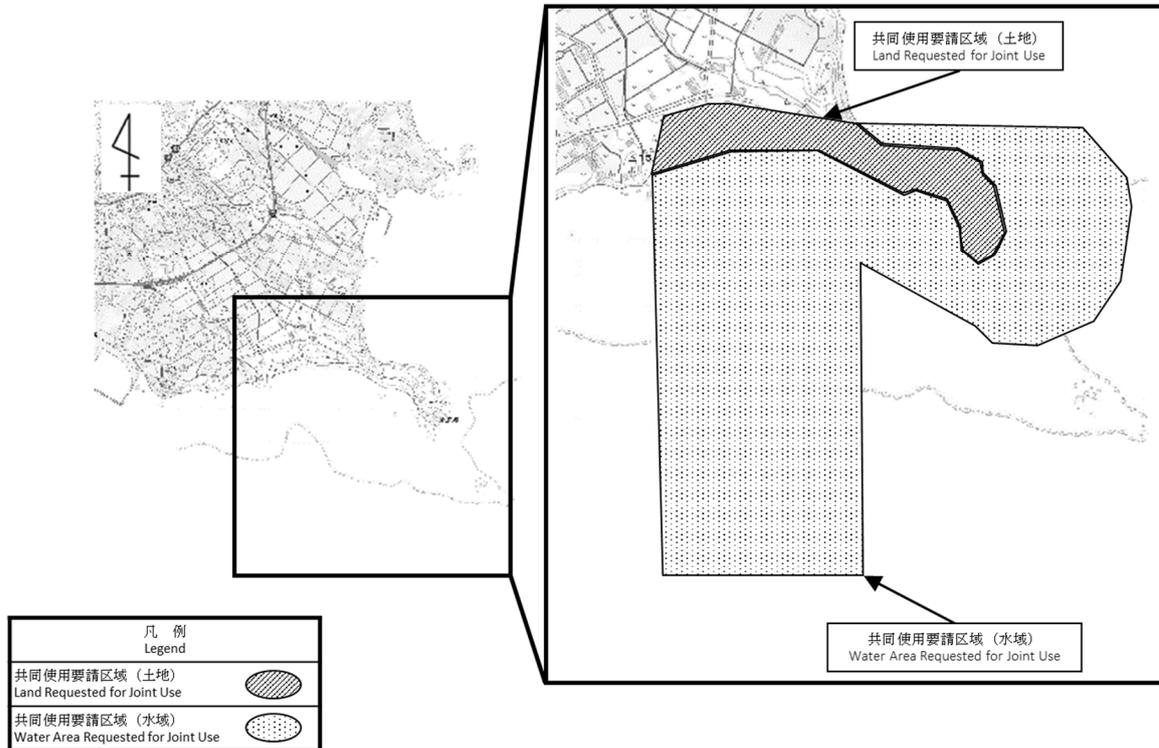


(4) FAC6020 金武ブルー・ビーチ訓練場

土地：約 252,000 m<sup>2</sup>

水域：約 2,868,000 m<sup>2</sup>

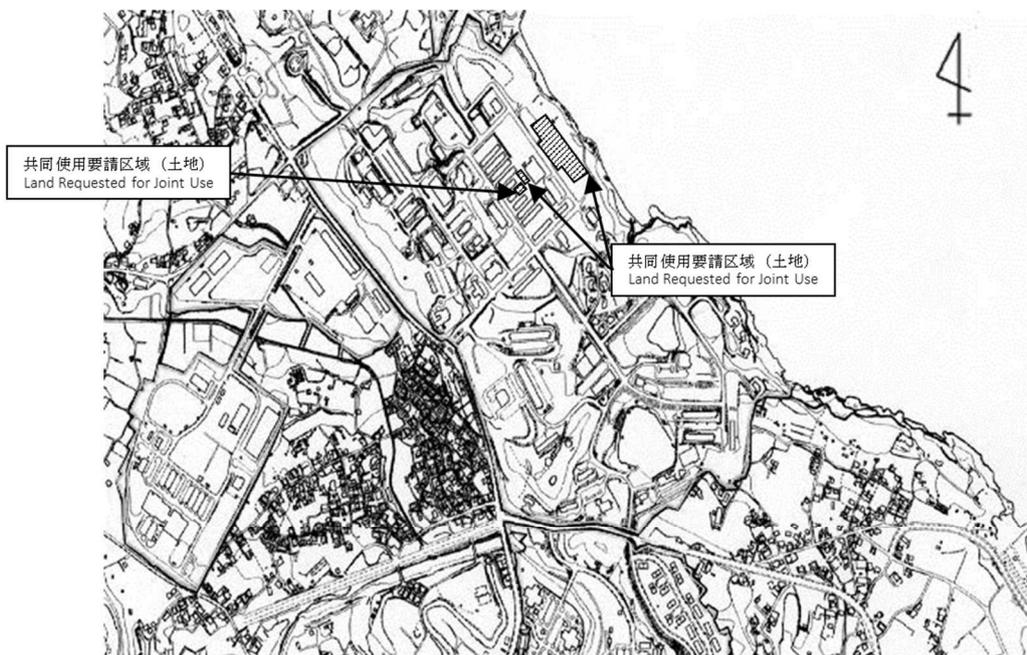
共同使用期間：令和 6 年 2 月 20 日から同年 3 月 17 日まで



(5) FAC6029 キャンプ・コートニー

土地：約 6,900 m<sup>2</sup>

共同使用期間：令和 6 年 2 月 20 日から同年 3 月 17 日まで



共同使用要請区域 (土地)  
Land Requested for Joint Use

共同使用要請区域 (土地)  
Land Requested for Joint Use

凡例 Legend	
共同使用要請区域 (土地) Land Requested for Joint Use	

日米合同委員会合意事案概要

件名	F A C 6 0 7 8 出砂島射爆撃場の一部の共同使用について
承認年月日	令和6年2月14日
施設・区域名称	F A C 6 0 7 8 出砂島射爆撃場
合意対象所在地	沖縄県島尻郡渡名喜村
合意対象面積等	土地：約245,000㎡（出砂島射撃爆撃場）
	水域等：－
	建物：－
	工作物：－
	附帯施設：－

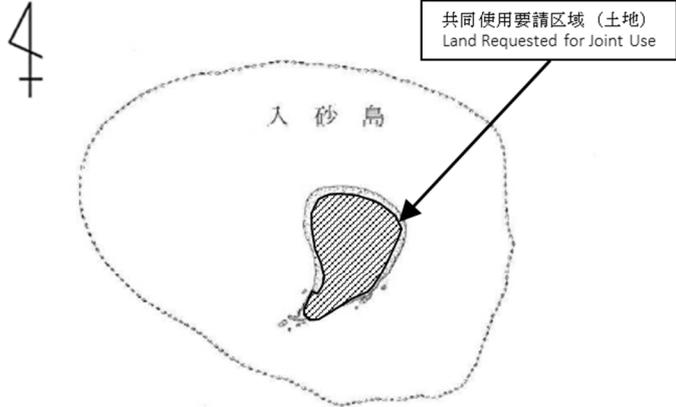
【事案内容】

本件は、自衛隊が、米海兵隊との日米共同訓練（アイアン・フィスト24）を実施するため、標記施設の一部を共同使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

土地：約245,000㎡

共同使用期間：令和6年3月11日から同月13日まで



凡例 Legend	
共同使用要請区域（土地） Land Requested for Joint Use	